

はじめに

我が国では、平成 18 年の自殺対策基本法の制定を契機に、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるとともに、国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は、減少傾向でありましたが、令和 2 年度には、11 年ぶりに増加に転じることとなり、いまだに年間 2 万人を超える水準で推移しています。



このような状況の中、国では、自殺対策の指針となる新たな自殺総合対策大綱を令和 4 年 10 月に閣議決定し、子ども・若者や女性に対する自殺対策の更なる推進やコロナ禍の影響による自殺への対策などを取り入れ、総合的な対策を強化しています。

本市では、平成 31 年 3 月に「岩出市自殺対策計画」を策定し、様々な自殺対策事業に取り組んでまいりましたが、この度、第 1 期計画の計画期間が令和 6 年 3 月に終了することから、国や県の方針を踏まえ、第 2 期岩出市自殺対策計画を策定いたしました。

今後も「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」として捉え、「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」を目指し、生きることの包括的支援として、全庁的な取組としての自殺対策を進めるとともに、様々な分野の団体等と連携し、総合的に推進する体制づくりを推進してまいります。

市民の皆様には、自殺対策に理解を深めるとともに、互いの寄り添いや支え合いに、今後ともより一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議ご検討をいただきました岩出市自殺対策連絡協議会の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

岩出市長 中 芝 正 幸

